



山口大学知的財産本部のシンボルマークです！

CHIZAI LETTER

第9号 発行日 2006 / 2 / 17

CONTENTS

知的クラスター創成事業と特許戦略	1
発明と「私」	1
知的財産本部 スケジュール	2
大学知的財産戦略研修会を開催	2
特許マップ作成講習会・特許明細書作成講習会を開催	3
学生インストラクターの体験談	3
400字で斬る！知財豆知識	4
知財英語ミニ講座	4
今月のSMILEさん	4

知的クラスター創成事業と特許戦略

昨年4月に文部科学省の「知的クラスター創成事業」の事業総括に就任しました。この事業は、山口大学の優れた研究シーズをもとに、産学公が連携して宇部地域に産業創出するクラスターの形成を目指すものです。平成14年から2年間の試行期間を経て、本格指定され2年が過ぎようとしています。本事業では、白色LEDを中心として医工連携により次世代の医療機器を開発し、事業化するのが目標です。



このように、最終目標がビジネスに繋げていくことを目指していますので、本事業においては、研究成果を知的財産として獲得することが重要です。そのために、本年度から専任の「特許アドバイザー」を本部に置き、研究されている先生や知財本部との連携を密にして掘り起しに努めた結果、特許出願件数は目標を越えました。しかし、一般的に大学では特許に対する意識は低く、論文発表が先行するケースが多いようです。企業の場合、研究成果を公にする前に所属長や特許部の許可が必要ですし、特許の専門家が研究者と日頃より連携をとり権利化を推進しています。大学の社会貢献が大きな使命と位置づけられている今日、より機動的な知財戦略が取れる組織や制度の改革、整備を期待します。

(知的クラスター創成事業 宇部地域 知的クラスター本部
事業総括 浅田 宏之)

山口大学知的財産本部が監修の
知財教本 好評発売中！



定価：2500円（税別）
出版：（有）EMEIA プリッシング
TEL&FAX：0836-35-7938 上村（うえむら）
E-Mail：eme@emepublishing.jp

発明と「私」

“月面宙返り（鉄棒の大技）”で世界的に知られる体操金メダリストの塚原光男氏（1947年生まれ、現役の体操選手の塚原直也氏の父親）の講演で、次のような“月面宙返り”発明秘話を聞いたことがあります。「多くの体操選手と一緒に、トランポリンの見学に行った。それを見ていて“これだ！”と閃いた。トランポリンを見ていた体操の選手は沢山いたが、閃いたのは私だけだった。その頃、私は何か新しい技は無いかと必死で考えていた。……」



その話を聞いて私は、科学技術における発明も体操の技の発明も一緒なのだと納得しました。“閃き（inspiration）”を生むのは、『問題意識（解決すべき課題を明確に認識し、自分の手で解決したいという欲望）』です。寝ても覚めてもその課題を考え続けている時、あれこれ考えている“思考のゆらぎ”の中で、あるいは塚原氏のように何かをヒントに閃くのです。問題意識の無いところに閃きはありません。この“閃き”は発明＝知的財産に直結します。研究の方向性をも変えることがあります。

一方、地道な日々の研究活動からも発明は生まれます。我々研究開発者は、実験を積み重ね、データをまとめて論文などで発表することを仕事にしています。この日々の活動の中で、「特許に展開できないか」と考えを巡らすことで、データ（論文）を発明に変えることができる時があります。知的財産本部からも学会シーズンになると注意が喚起されますが、この「特許への展開」に考えを巡らす習慣が重要です。

私は1年半前まで民間企業に勤務しており、若い研究者達にこのような話をよくして来ました。お陰さまで、発明者に名を連ねた出願件数は221件。出願には明細書の作成を含めて結構労力が必要ですが、現在の山口大学は出願をサポートする仕組みが随分充実しています。今までの経験を少しでも活かして、山口大学発の価値ある知的財産を生み出して行きたいと思っています。

(工学部 電気電子工学科 教授 只友 一行)



Chizai Honbu Schedule

【12月と1月の主な出来事】

- ・12/1 知財セミナー講演 (大分大学)
- ・12/2 大学知的財産戦略研修会(中国・四国)
(山口)
- ・12/8,9 中国四国ブロック産学官連携ビジネスショウ出展
(岡山)
- ・12/13 知財セミナー講演 (同志社大学)
- ・12/20 知的財産本部運営委員会
- ・1/7 特許マップ作成講習会 (常盤キャンパス)
- ・1/10 知財セミナー講演 (同志社大学)
- ・1/13,14 特許マップ作成講習会 (常盤キャンパス)
- ・1/16 知財セミナー講演 (久留米大学)
- ・1/24 知的財産本部運営委員会
- ・1/27,28 特許明細書作成講習会 (常盤キャンパス)

【2月と3月の主な予定】

- ・2/3,4 特許明細書作成講習会 (吉田キャンパス)
- ・2/11 特許明細書作成講習会 (小串キャンパス)
- ・2/15 知財セミナー講演
(トクヤマとの包括連携の一環)
- ・2/17,18 特許マップ作成講習会 (吉田キャンパス)
- ・2/17 知財セミナー講演 (電気通信大学)
- ・2/21 知的財産本部運営委員会
- ・3/2 知財セミナー講演 (大分大学)
- ・3/6 農学系・理学系知財セミナー(吉田キャンパス)
- ・3/9 第2回大学知的財産戦略研修会(中国・四国)
(山口)
- ・3/14 山口 TLO、研究協力会会員向け知財セミナー
(常盤キャンパス)
- ・3/17 知財セミナー講演 (琉球大学)
- ・3/22 知的財産本部運営委員会
- ・3/24 知財セミナー講演 (文部科学省)



大学知的財産戦略研修会(中国・四国)を開催



12月2日(金)、山口グランドホテルにおいて、文部科学省、山口大学の主催による「大学知的財産戦略研修会(中国・四国)」が開催されました。本研修会は、文部科学省知的財産本部整備事業の一環として行われている地域連携ネットワーク構築事業として、主に中国・四国地域の大学・高専の知財のスキルアップを目指す目的で行われたもので、本学が幹事校となり開催した研修会です。

研修会では、文部科学省研究振興局技術移転推進室の伊藤学司室長による基調講演「大学知財をめぐる情勢」の後、知的財産本部佐田洋一郎教授による「知財担当者、関係者が知っておきたい知財の知識」、TLO専門部会委員長三浦房紀教授による「山口TLOの活動状況」の講演が行われました。

国公私立大学、高専から約60名、学内からは学長・副学長をはじめとして知財に関心を持つ職員約50名が参加し、講師からの最新情報もとり混ぜた話に熱心に耳を傾け、研修会後の交流会でも活発な意見交換が行われました。本研修会のアンケート集計結果によれば、今回開催した山口大学の研修会は、知的財産に深く関わっている人ばかりでなく、初心者にとっても有意義でわかりやすい内容であり、これまでの研修会にはない非常に特徴のある研修会であると大変好評でした。

尚、今回の研修会は基礎知識を中心に行いましたが、次回は3月9日(木)に、「契約を中心とした実践的知識のスキルアップ」を狙いとして、第2回研修会を開催する予定です。



大学知的財産戦略研修会風景



わかりやすいと好評だった佐田教授の講演



参加者とパネラーとの活発な議論



特許マップ作成講習会・特許明細書講習会を開催

知的財産本部の主催で、「特許マップ作成講習会」が、常盤キャンパス（1月7日と13,14日の2回）及び、吉田キャンパス（2月17,18日）で開催されました。産業技術総合研究所栗原健一氏を講師に招き、特許基礎知識、特許情報検索、特許マップ作成についての講義と併せて、パソコンを使って実習が行われました。



栗原先生の特許マップ作成講習会

また、「特許明細書作成講習会」は、元特許庁審判長佐藤荘助氏を講師に招き、常盤キャンパス（1月27,28日）及び、吉田キャンパス（2月3,4日）で、小串キャンパス（2月11日）においては、本学客員教授の齊藤真由美氏を講師に招き開催しました。学術研究からの発明発掘の観点で、研究成果を特許明細書にまとめる手法等の特許明細書作成の基礎的講義と併せ、事例研究の演習も行われました。



佐藤先生の特許明細書作成講習会

本講習会は、すでに平成16年度から開講している「特許情報検索インストラクター養成講座」に加え、「特許マップ作成インストラクター養成」や「特許明細書作成サポーター養成」のための講座も兼ねたものであり、6回の講習会で延べ160名の教職員、学生が熱心に受講し、知財教育、知財啓蒙の観点からも非常に有意義なものとなりました。



齊藤先生の特許明細書作成講習会

これら3つのインストラクター制度の効果は、学生インストラクターが特許出願の為の資料・データ等の整理や特許マップの作成等を行うことによる多忙な大学教員への支援、知財啓蒙や知財教育による若手人材・学生の育成、知財教育を重視する企業等への社会貢献及び就職活動への大きな期待、出願時の弁理士費用低廉化にもつながるものです。

今後、就職活動や大学運営のために本制度を大いに活用頂きたいと考えます。



“学生インストラクターの体験談”を紹介します

「入社試験と特許情報検索インストラクター制度」

理工学研究科 電気電子工学専攻M2 K生

入社試験を受けるに当たって殆どの学生が“エントリーシート”や“履歴書”などと格闘することでしょう。私も例に漏れずこれらと睨めっこを何日も続けてきました。頭の中にぼんやりとあるがなかなか文字に表し難い“志望理由”などを順当にこなして行く中でふっと目にした“アルバイト経験”、その欄には私の学生生活を振り返り一番特殊な内容だった“特許情報検索インストラクター”を記入しました。

入社試験における第1関門の“エントリーシート”はなんとかパスし、試験段階はずんと進んでいよいよ苦手な“面接”。『エントリーシートに書いた“志望理由”くらいは頭に叩きこんで臨まないと面接で恥をかくな』など考えているうちに面接開始。大方の予想通り“志望理由”などを聞かれ話が進んでアルバイトの件に。「この特許情報検索インストラクターとはどんな仕事ですか」と、訝しげな顔を浮かべて面接官。『不審に思って当たりまえ、確かにこんな職種は聞いたこと無いよな』などと思いつつ仕事内容などを説明。「それって対象は学生？教員？」と質問が矢継ぎ早に、まだ怪しまれていると思いつつ回答。試験官はうんうんと理解したようなしてないような顔をして「過去にどのような案件を取り扱ったのか」「仕事はどのようにして処理していくのか」「明細書は書いたのか」「特許として認められたのか」など質問は更に突っ込んだ内容に進んで行き、気付けば特許情報検索インストラクターについて結構な時間話していました。面接全体を通してみた時、ほとんどこちらのペースで会話が進んでいたようで結果として満足のいく内容であったと思います。

このような面接の結果、なんとか希望する企業から内定を頂きました。面接を受けた側の感想としては、インストラクターという仕事をしていく中で、知的財産権の知識も自然と身に付いたこと、更に知的財産本部の皆様にご指導されながら依頼者である先生方と話し合い、相手の意向に沿うように説明したり、書類を作ったりしていたというようなことが総合的に評価されたものと考えます。

私にとっては、大変有り難い制度と思っております。



400字で斬る！知財豆知識

「国内優先権」

出願した特許の技術を継続して研究していくことで、新しい実験結果が得られ新しい知見を得ることがあります。このように、ひとつの発明になる研究成果が生まれたとき、その最初の出願から1年以内であれば、これらの改良発明や新しい実施例を包括してまとめて「国内優先権に基づく特許出願」として新たな出願とすることができます(特許法第41条)。国内優先の主張により、元の出願は取り下げたものとみなされます。

新たに出願した事になりますが、先にした特許出願の内容についての新規性・進歩性等の要件判断を、先の出願の日を基準に判断してもらうことができる権利です。国内優先権は、基本的な発明の出願後にした改良発明をひとまとめの出願にし、技術開発の成果について包括的な漏れのない形で保護を受ける様にした規定です。

国内優先権が認められるには、先の出願人と後の出願人が完全に一致することが必要で、発明者一致までは要求されていません。
((有) 山口ティー・エル・オー NEDOフェロー 阿部 清明)



知財英語三二講座

Shop Right

「ショップライトとは、な～んだ?」: 「夜の銀座のネオン明かり」ではありません(英語で書くと字が違います)。では「店の右?」それも違います。

日本では、雇用関係にあり、発明をすることを求められて研究する従業員が発明した場合、職務発明として雇用者は通常実施権を持ちます。勿論予約承継も可能です。これを職務発明といいます(特許法第35条)。

しかしアメリカは、契約により、発明したら会社に譲渡することを約束して、研究をするため雇われた人がした発明を職務発明(service invention)と言い、雇用者が承継できます。しかし、発明をすることを職務として雇われていない被雇用者が、雇用者の資金や設備を使って勤務中に発明した場合、同じく契約により、雇用者はその発明に対し、通常実施権(non-exclusive license)を得る事ができます。これが「ショップライト」です。やはりアメリカは契約社会ですネ。
(知的財産本部 ディレクター 奥 登志生)



今月のSMILEさん

『特許についての思い出、これから挑戦したいこと』

昨年6月より、知的財産本部で主に電子出願業務を担当しております有村明子と申します。出願に関わるようになり、最近では特許の図面についても興味を持ち始めました。

思い返してみると、学生の時、アルバイト先で発明を趣味としていた方から聞いた話が、特許との最初の出会いでした。特許をとるまでには何度も手続きがあって結構お金がかかるんだとか、そう簡単には特許にならないんだとか熱っぽく語ってくれました。現在のような仕事に就くことなど想像もしていなかった学生の時、何となく特許は「お金のかかる趣味」なんだとか「手続きが大変」なんだというのが素直な感想でした。その時、自作の喫煙具の発明品を手にて得意気に話される顔は、正に「発明者の顔」だったな...と思い出されます。

これからは、その時の発明者に見習って新しい事にもどんどん挑戦したい、また、趣味として洋服の製図に挑戦してみたいと思う今日この頃です。小さなことかもしれませんが、楽しみもますます増えてきそうです。



知的財産本部はあなたの
発明を守る支援隊です

編集局長

佐田 洋一郎

監修・編集長

加納 好昭

企画・構成・編集

酒井 由美子

発行所・お問い合わせ

山口大学知的財産本部

〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1

TEL (0836) 85-9966 FAX (0836) 85-9967

E-mail chizai@yamaguchi-u.ac.jp

ホームページ <http://www.chizai.yamaguchi-u.ac.jp>